

省令第三十号（第五十条第十項の規定に基づき、平成十七年八月二十二日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十七年九月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 割引短期国庫債券（第三百八十

二 発行の根拠 国債整理基金特別会計法（明治

三十九年法律第六号）第五条第

三 振替法の適用 社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号）以下

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」とい

五 募入決定の方法 価格競争入札発行（以下「価格競争入札発行」とい

各申込みのうち応募価格の高い

もそのうち応募額を順次割り

当てる。その応募額を順次割

各申込みのうち応募価格の高い

もそのうち応募額を順次割り

当てる。その応募額を順次割

各申込みのうち応募価格の高い

もそのうち応募額を順次割

当てる。その応募額を順次割

各申込みのうち応募価格の高い

もそのうち応募額を順次割

当てる。その応募額を順次割

各申込みのうち応募価格の高い

もそのうち応募額を順次割

当てる。その応募額を順次割

各申込みのうち応募価格の高い

もそのうち応募額を順次割

当てる。その応募額を順次割

各申込みのうち応募価格の高い

もそのうち応募額を順次割

当てる。その応募額を順次割

各申込みのうち応募価格の高い

もそのうち応募額を順次割

当てる。その応募額を順次割

各申込みのうち応募価格の高い

もそのうち応募額を順次割

当てる。その応募額を順次割

十七	十六	十五	十四			十三	十二
払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金額		償還期限	争入札発
平成十七年八月二十二日	財務大臣から通知を受けた者		日本銀行	額面金額	償還金を支払う。	平成十八年八月二十一日	額面金額百円につき九十九円九